

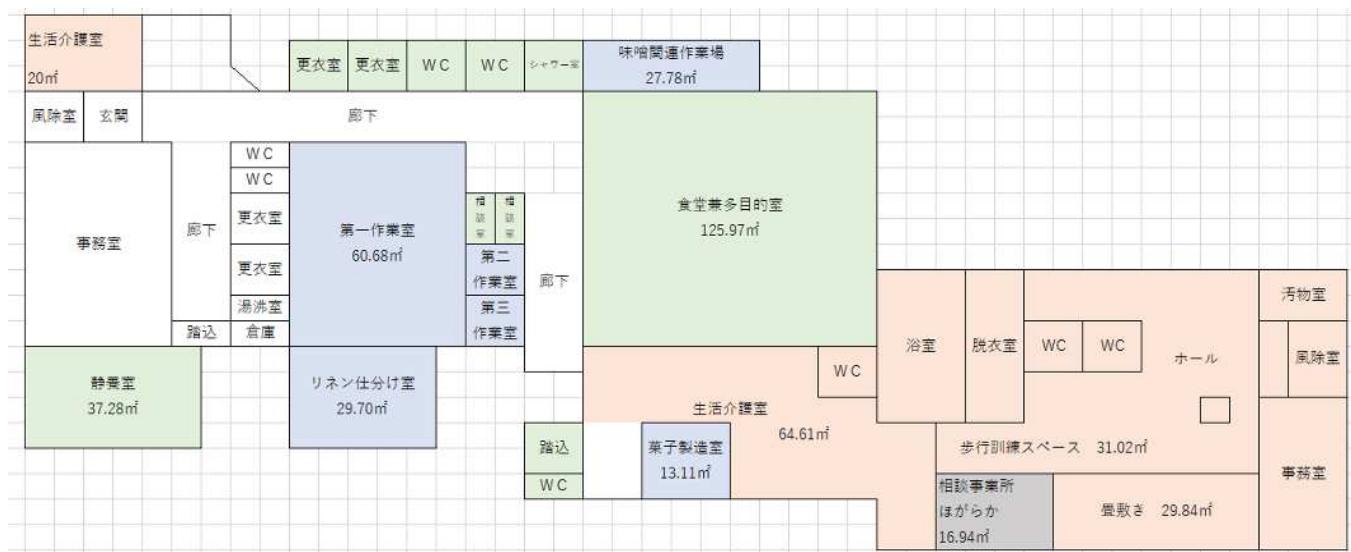
1. サービスを提供する事業者

けいえいじぎょうしゃ めいしょう 経営事業者の名称	しゃかいふくしほうじん かめだ ごうあしぬまかい 社会福祉法人 亀田郷芦沼会
ほうじんしょざいち 法人所在地	にいがたけん にいがたしひがしく ちょうめ ばん ごう 新潟県新潟市東区はなみずき 2丁目3番 7 号
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう しぶや かおる 理事長 渋谷 薫
せつりつねんがっぴ 設立年月日	ねん がつ にち 1980年11月19日

2. 利用事業所

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしょうがいふくし じぎょうしょ 指定障 害福祉サービス事業所 していじぎょうしょばんごう じぎょうしょ 指定事業所番号：1510100124号	
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名 称	ふくしえん ほがらか福祉園	
サービス内容	せいかつかいご 生活介護	しゅうろうけいぞくしえん がた 就 労継続支援B型
ていいん 定員	にん 25人	にん 27人
しゅ たいしょうしゃ 主たる対 象 者	ちてきしょう しゃ じゅうしょうしんしんしょう しゃ 知的障 がい者、重 症 心身障 がい者（重心）	
じぎょうしょ しょざいちれんらくさき 事業所の所在地連絡先	にいがたけん にいがたしひがしく ちょうめ ばん ごう 新潟県新潟市東区はなみずき 2丁目3番 7 号 ほがらか ：TEL025-271-5650 Fax025-271-2311 生活介護（重心）：TEL025-271-1140 Fax025-271-1138	
かんりしゃ 管理者	ふくしえんかんりしゃ よしだ ゆ り え ほがらか福祉園管理者 吉田 百合英	
かんりせきになしや サービス管理責任者	ふるき あやの 古木 綾乃 おおたけ あき よ 大竹 暁世 たてまつ ま い こ 立松 麻衣子	就労継続支援 B 型 生活介護 生活介護（重心）
じぎょうしょ うんえいほうしん 事業所の運営方針	うんえいきてい 運営規程による	
じぎょうしょ かいせつねんがっぴ 事業所の開設年月日	ねん がつ にち 1997年4月1日	

(1) へいめんず 平面図



(2) じぎょうしょせつび がいよう 事業所設備の概要

① せいかつかいご じぎょうしょせつび しゅうろうけいぞくしえん がた 生活介護（ほがらか）・就労継続支援B型

じぎょうしょせつび しゅうるい 事業所設備の種類	せいかつかいご 【生活介護】	しゅうろうけいぞくしえん がた 【就労継続支援B型】
だいいちさぎょうしつ 第一作業室	_____	クリーニング設備
だいにさぎょうしつ 第二作業室	_____	さぎょうだい 作業台
だいさんさぎょうしつ 第三作業室	_____	さぎょうだい 作業台
し わ しつ リネン仕分け室	_____	さぎょうだい なが だいとう 作業台、流し台等
み そ かんれんさぎょうじょう 味噌関連作業場	_____	み そ せいぞう き き とう 味噌製造機器等
か し せいぞうしつ 菓子製造室	_____	さぎょうだい なが だいとう 作業台、流し台等
せいかつかいごしつ 生活介護室	TV、カラオケ、個別対応スペース	
しょくどう 食堂	かしょ せき 1ヶ所（60席）	
せいようしつ 静養室	わしつ かしょ 和室1ヶ所	
こういしつ 更衣室	だんじょかく かしょ 男女各1ヶ所	
トイレ	だんじょかく かしょ くるま たいおうよう かしょ 男女各2ヶ所、車イス対応用2ヶ所	
ぼうさい ぼうはんたいさく 防災・防犯対策	じどう かせい ほうほう そうち しょうかき 自動火災通報装置、スプリンクラー、消火器 げんかんでん しじょう がいしゃけいやく 玄関電子錠、セキュリティ会社契約	

② ^{せいかつかいご}生活介護（重心）

^{じぎょうしょせつび しゅるい} 事業所設備の種類	^{おも じゅうき びひん} 主な什器, 備品	^{びこう} 備考
^{せいかつかいごしつ} 生活介護室	チェアクッション、ベッド	^{たたみじ} 畳敷き
^{ほこうとうくんれん} 歩行等訓練スペース		
^{よくしつ} 浴室	^{とくしゅよくそう こよく} 特殊浴槽、個浴	
^{だついしつ} 脱衣室		
^{じむしつけんそうだんしつ} 事務室兼相談室	^{じ む き き} 事務機器	^{せんゆう} 専有
トイレ	^{おとこよう おんなよう た しよくいんよう} 男用 1・女用 1 （他職員用 1）	
^{しょうか そ の た さいがいたいさく} 消火その他災害対策	^{かさいつうほうそうち しょうかき} 火災通報装置, 消火器、スプリンクラー	

3. ^{しよくいん はいちじょうきよう}職員の配置状況

【^{せいかつかいご}生活介護】

^{しよくしゅ} 職 種	^{じょうきん} 常 勤		^{ひじょうきん} 非常勤		^{じょうきんかんさん} 常 勤 換 算	^{していきじゅん} 指定基準
	^{せんじゅう} 専 従	^{けんむ} 兼 務	^{せんじゅう} 専 従	^{けんむ} 兼 務		
1. ^{かんりしゃ} 管理者		1			0.4	(1)
2. サービス ^{かんりせきにんしゃ} 管理責任者	1	1			1.1	(1)
3. ^{せいかつしえんいん} 生活支援員	6	4	2	1	9.5	11.6
4. ^{かんごし} 看護師	1		2		2.1	
5. ^{かんりえいようし} 管理栄養士				1	0.1	(1)
6. ^{いし} 医師		1			0.1	(1)

しゅうろうけいぞくし えん がた
【就労継続支援B型】

しよくしゅ 職 種	じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきんかんさん 常 勤 換 算	していきじゅん 指定基準
	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務		
1. かんりしゃ 管理者		1			0.4	(1)
2. かんりせきにんしゃ サービス管理責任者		1			0.1	(1)
3. もくひょうこうちんたっせいしどういん 目 標 工 賃 達 成 指 導 員	1				1	4.9
4. しよくぎょうしどういん 職 業 指 導 員	1	1			1.8	
5. せいかつしえんいん 生活支援員	1	1	1		2.1	

※ じょうきんかんさん
常 勤 換 算 と は

フルタイムの勤務時間を 1人とした時の、パートタイムの勤務時間の割合による人数。例：フルタイム（7.6時間）を 1人。パートタイム（6時間）は 0.76人。

※ していきじゅん
指定基準 と は

こうせいろうどうしょう さだ していきじゅん きじゅんいじょう しよくいん はいち
厚生労働省の定める指定基準。この基準以上に職員を配置しています。

4. どうじぎょうしょ ていきょう りようりょうきん
当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) どうじぎょうしょ ていきょう
当事業所が提供するサービス

以下のサービスについては、食費を除き、9割が介護給付費及び訓練給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費及び訓練等給付費を代理受領する場合には、利用者負担分として、サービス利用料の1割の額を事業者にお支払頂きます。

がいう
〈サービスの概要〉

すべての支援は「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として作成されます。面接と当事業所のケア会議を経てサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂くものです。

なお、「個別支援計画書」は利用者に交付致します。

【生活介護】

ほがらか：心身の状況に応じ、創作活動や生産活動などを実施し、身体や日常生活の力を維持、向上させることを目的とした支援を行います。

生活介護（重心）：常に介護が必要なご利用者様に、入浴・排泄・食事の介護を提供します。

＜主な活動内容＞

- ・運動
- ・音楽活動
- ・創作活動
- ・行事
- ・入浴（重心のみ）

【就労継続支援B型】

当事業所内において、雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供します。

＜就労、生産活動＞

- ・自主製品作業（EM ボカシ作り、糰製品作り等）
- ・受託作業（クリーニング作業、乾燥こんにやく袋詰め作業）
- ・資源回収作業

＜工賃の支払い＞

生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、別に定める工賃支給規程に基づいて支給します。

- ・工賃—毎月25日（25日が休日の場合は、前日）
- ・賞与—一年2回（夏季賞与6月15日、冬季賞与12月15日）

【共通サービス】

＜食事＞

管理栄養士による自前給食にて豊富なメニューを提供します。

＜医療＞

- ・医療 看護師による健康観察、医療手順書に基づく医療行為
嘱託医の緊急時対応による診察
必要に応じて協力医療機関（風の笛クリニック）による診察
- ・服薬の支援

＜健康管理＞

- ・体育活動（毎朝の体操、ストレッチ等）
- ・フィットネス（外部講師をお招きします）※重心除く

＜相談援助＞

- ・生活全般について、個別に相談に応じ、支援致します。

窓口：サービス管理責任者

生活介護(ほがらか)：南斉瑞穂

生活介護(重心)：立松麻衣子

就労継続支援B型：古木綾乃

＜安全対策＞

災害による事故などを未然に防止するとともに、発生時に備えた危険回避のための避難訓練と、日頃の安全管理及び安全指導を徹底し、利用者の生命の安全を守るための計画を立てます。

＜防犯対策＞

セキュリティ会社と契約をして、夜間休日の警備をしています。また、玄関は電子錠となっていますので、営業時間外、土曜日は施錠されています。

＜災害対策＞

状況確認と避難経路を速やかな判断で、慌てず避難誘導します。

避難場所－木戸中学校

＜避難訓練＞

災害発生を想定した訓練を行うにあたり、指示・誘導・連携体制及び防火機器の取り扱い等、事前に実施計画を立て、消防署、防火設備会社と連携します。

＜送迎サービス＞

必要に応じて概ね10 kmの範囲内で送迎します。

【1日のスケジュール】^{げつ きん}月～金

^{がた} B型・ ^{せいかつかいご} 生活介護(ほがらか)		^{せいかつかいご} 生活介護(重心)	
^{とうえん} 登園	8:20	^{とうえん} 登園	9:00
^{さぎょうとうじゅんぴ} 作業等準備	8:45	バイタルチェック	9:05
^{ちょうれい} 朝礼・ ^{たいそう} 体操	9:00	^{にゅうよく} 入浴・ ^{かつどうとう} 活動等	9:10
^{さぎょう} 作業・ ^{かつどうとう} 活動等	9:15	^{あさ} 朝の会・レクレーション	10:30
^{ちゅうしょく} 昼食・ ^{ひるやす} 昼休み	12:00	^{ちゅうしょく} 昼食・ ^{ひるやす} 昼休み	12:00
^{さぎょう} 作業・ ^{かつどうとう} 活動等	13:00	^{かつどうとう} 活動等	13:00
^{さぎょうとうしゅうりょう} 作業等終了	14:45	^{こうえんじゅんぴ} 降園準備・ ^{こうえん} 降園	15:30
^{せいそう} 清掃・ ^{しゅうれい} 終礼	15:00		
^{こうえん} 降園	15:30		

※原則として、毎週^{げんそく}月曜日から^{まいしゅうげつようび}金曜日とします。ただし、^{きんようび}受託業務の繁忙時、^{じゅたくぎょうむ}行事によっては^{はんぼう}土曜日、^じ祝日を開所する場合があります。

(2) サービス利用料金^{りようりょうきん}

①利用料金の内訳^{りようりょうきん}

- ・ご利用者のサービスの種類^{りようしゃ}に応じたサービス利用料金の1割^{しゅるい おう}
 - ・食費^{しょくひ} (1食600円)、行事等^{しょく えん}の実費相当額^{ぎょうじなど}、訓練給付費等^{じっぴそうとうがく}から支給^{くんれんきゅうふ}されない日常^{ひ とう}生活^{しきゅう}上の諸費用^{にちじょう}
- 上記^{せいかつじょう}の合計金額^{しょひよう}。

※ご負担頂^{ふたん}くサービス利用料金^{りようりょうきん}については、市町村が発行する障害福祉^{しちょうそん}サービス受給者証^{はつこう}に記載された負担上限月額^{しょうがいふくし}内、食事提供加算対象者^{じゅきゅうしゃしょう きさい}は食材費^{ふたんじょうげんげつがくない}のみの1食400円となります。

※財産^{ざいさん}、小遣い管理^{こづか}については、当事業所^{かんり}では行^{とうじぎょうしょ}えません。成年後見制度^{おこな}を^{せいねんこうけんせいど}ご案内^{あんない}致します。

【欠席の連絡について】

欠席する場合は、当日8:30～9:00の間にご連絡下さい。9時以降の連絡は、給食のキャンセル料（600円）をお支払頂きます。

②利用料金・費用のお支払い方法

前記①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、利用の翌月末日までにご請求致しますので、利用の翌々月末日までに原則、以下の方法でお支払い下さい。

●金融機関口座からの自動引き落とし（手続きについては別途ご説明致します。）
※振込手数料は当事業所が負担します。

●指定口座へのお振込み

第四北越銀行中山支店 普通預金 口座番号 1271026

口座名義：社会福祉法人 亀田郷芦沼会 ほがらか福祉園 管理者 吉田百合英

※振込手数料はご負担して頂きます。

5. 利用者の記録や情報の管理、開示について

(1) 当事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

□閲覧・複写ができる窓口業務時間 9:30～15:30

(2) 利用者の個人情報については、当法人の個人情報保護方針に沿った対応を行います。市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合、利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡において、必要となる場合に情報提供をさせていただきます。

6. 設備ご利用上の注意事項

当事業所において、設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

- ① 事業所に来た方は必ず事務室に声をかけて下さい。
- ② 医療機関への受診について、緊急時以外の通院等のご家族の対応となります。
- ③ 事業所内の設備等のご利用に際し、設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。利用者の過失により破損等が生じた場合は弁償して頂くことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合についても、その賠償をして頂く必要があります。
- ④ 事業所の物を壊した時などに備えて、病院での手当てのお金や修理にかかったお金の一部を保険でまかなえるよう、利用者のみなさんにはAIU保険などの損害保険に入っていることをお勧め致します。
- ⑤ お金などの貴重品は、利用者一人ひとりにロッカーを用意しますので、みなさんの責任で管理して頂きます。
- ⑥ 宗教活動・政治活動・営利活動について、みなさんの考えや想いは自由ですが、他の利用者に対しては、しないで下さい。
- ⑦ 無断外出の際に起きた事故等については、責任を負いかねます。
- ⑧ 暴力等の迷惑行為がないようお願い致します。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付担当者：サービス管理責任者

就労継続支援B型：古木綾乃

生活介護：大竹暁世

生活介護(重心)：立松麻衣子

② 苦情解決責任者：ほがらか福祉園 管理者 吉田百合英

③ 第三者委員：坂井ノリ子（民生委員）電話：025-274-8576

：阿部さよ子（民生委員）電話：025-274-6000

また、意見箱を玄関脇に設置しています。

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

苦情解決責任者や第三者委員との話し合いで、苦情が解決できなかったときには、行政機関等にお話しすることができます。

- ◎就労継続支援B型：新潟市障がい福祉課（就労支援係） TEL025-226-1249
- ◎生活介護：新潟市障がい福祉課（指定係） TEL025-226-1241
- ◎2サービス共通：新潟県福祉サービス適正化委員会 TEL025-281-5609

8. 事故発生時の対応と損害賠償

1 事業者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、及び利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

9. 第三者評価の実施状況

実施の有無	なし 無
評価結果の開示状況	なし 無

じゅうようじこうせつめいかくにんしよ
重 要 事 項 説 明 確 認 書

わたし ほんしよめん もとづ かんりしや しめい よしだ ゆ り え じゅうようじこう せつめい う してい
私は、本書面に基いて管理者（氏名 吉田百合英）からの重要事項の説明を受け、指定
しょうがいふくし ふくしえん ていきょうおよ りよう かいし どうい
障害福祉サービス（ほがらか福祉園）の提供及び利用の開始に同意しました。

ねん がつ にち
年 月 日

り よう しや じゅう しょ
(利用者) 住 所 〒

し めい
氏 名

りようしや ほごしや じゅう しょ
(利用者の保護者・ 住 所 〒
せいねんこうけんにとう
成年後見人等)

し めい
氏 名

ほんにん つづきがら
ご本人との 続柄

ねん がつ にち
年 月 日

とうじぎょうしや さま たい していしょうがいふくし ふくしえん
当事業者は、 様に対する指定障害福祉サービス（ほがらか福祉園）につ
いて、本書面に 基き説明いたしました。

じ ぎょう しや じゅう しょ にかがたけんにいがたしひがしく ちょうめ ほん ごう
事 業 者 住 所 〒950-0893 新潟県新潟市東区はなみずき 2丁目3番7号

めい しょう しゃかいふくしほうじん かめ だ ごう あし ぬま かい
名 称 社会福祉法人 亀 田 郷 芦 沼 会

だい ひょう しや り じ ちょう しぶや かおる
代 表 者 理 事 長 渋谷 薫

せつ めい しや かん り しや よしだ ゆ り え
説 明 者 管 理 者 吉田百合英

この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条に基く、厚生労働省令
だい じゅう およ だい じゅう もとづ こうせい ろうどう しょうれい
第171、172号（平成18年9月29日）の規定により、利用申込者又はその家族への
じゅうようじこうせつめい さくせい
重要事項説明のために作成したものです。